

駅前ミニ子育て応援施設モグモグ Facebook、Instagram 及び X アカウント運用要領

(目的)

第1条 本要領は、駅前ミニ子育て応援施設モグモグ（以下「モグモグ」という。）はソーシャルメディアサービスである Facebook、Instagram 及び X を利用者と地域住民への情報提供媒体として運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ・ Facebook 米国 Meta 社が提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で個人プロフィール情報等を登録して不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- ・ Instagram 米国 Meta 社が提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で、スマートフォン等で撮影したデジタル写真に画像編集等を加えて、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- ・ X 米国 X 社が提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で 140 文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。

(2) モグモグ Facebook、Instagram 及び X

駅前ミニ子育て応援施設モグモグが設置・運用する Facebook、Instagram 及び X をいう。

(3) アカウント（ページ名）

Facebook、Instagram 及び X を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めをいう。

(5) フォロワー 他のユーザーの投稿を受信するように登録することをいう。

(6) フォロワー フォローしているユーザーのことをいう。

(7) リプライ 他のユーザーの投稿に返信することをいう。

(8) 引用投稿 他のユーザーの投稿記事を引用して投稿することをいう。

(運用主体)

第3条 モグモグ Facebook、Instagram 及び X の運用主体は駅前ミニ子育て応援施設モグモグとし、運用管理者は施設長、運用担当者は施設長が認めた職員とする。

2 モグモグ Facebook、Instagram 及び X のアカウントは下記の通りとする。

- ・ Facebook ページ名：子育てカフェモグモグ
- ・ Instagram アカウント名：mogmog465

・ X アカウント名 : @KosodateMogmog

(運用主体等の明示)

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、モグモグ Facebook、Instagram 及び X のプロフィール欄で明示する。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するために、運用主体として Facebook、Instagram 及び X のアカウントを館のホームページに明示する。

(掲載内容)

第6条 モグモグ Facebook、Instagram 及び X は、次の各号に掲げる情報を運用管理者の承認を得て発信する。

- (1) 駅前ミニ子育て応援施設モグモグの事業の開催、変更、中止等に関するもの
 - (2) その他、施設長または施設長が認めた職員が適当と認めるもの
- 2 写真を掲載する場合には、肖像権を考慮して掲載をする。
- 3 発信した情報に誤りがあった場合は、速やかに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

(情報発信方法)

第7条 モグモグ Facebook、Instagram 及び X は、次の各号に掲げる方法で発信する。

- (1) 担当者が掲載データを確認
- (2) 担当者から運用管理者へ Facebook、Instagram 及び X 掲載の確認
- (3) Facebook、Instagram 及び X へ投稿

(パスワード管理)

第8条 モグモグ Facebook、Instagram 及び X は、次の各号に掲げる内容でパスワード管理する。

- (1) パスワードは推測可能なものを使用しない。
- (2) パスワードを記録したメモなどを放置しない。
- (3) パスワードを他人に教えない・使用させない。
- (4) 初期パスワードのまま運用しない。
- (5) パソコンのパスワード記憶機能を無効にする。
- (6) 8桁以上の英数記号の混在したパスワードを用いる。
- (7) パスワードの告知は必要最小限に抑える。
- (8) 人事異動などにより担当者が変わった場合は変更する。
- (9) 複数のサービス・システムでパスワードの使いまわしをしない。

(フォロー、リプライ及び引用投稿の制限)

第9条 モグモグ Facebook、Instagram 及び X では情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及び引用投稿は原則として行わないものとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等の発信する公益性の高い投稿記事で、施設長及

び日野市子育て課が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(駅前ミニ子育て応援施設モグモグホームページとのリンク)

第10条 Facebook、Instagram 及び X への投稿に関するリンク先は、原則としてモグモグのホームページのみとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、施設長及び日野市子育て課が特に必要と認めるものはこの限りではない。

2 Facebook、Instagram 及び X のプロフィール欄に、モグモグのホームページの URL を記載する。

(運用の停止)

第11条 Facebook、Instagram 及び X のシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、モグモグ Facebook、Instagram 及び X を継続して運用することが困難になった場合は、モグモグのホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(運用要領の周知・変更)

第12条 本要領の内容は、モグモグホームページに記載し、周知する。または本要領は必要に応じて変更できるものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、モグモグ Facebook、Instagram 及び X またはモグモグのホームページに明示し周知する。

(遵守事項)

第13条 モグモグ Facebook、Instagram 及び X の運用にあたっては駅前ミニ子育て応援施設モグモグ公式 Facebook、Instagram 及び X 運用ポリシーの内容と、日野市外部委託における情報セキュリティ遵守事項を順守する。

(その他)

第14条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

本要領は、令和5年10月1日から適用する。